

川場村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
5年度	人 3,066	千円 5,194,363	千円 389,146	千円 466,356	% 9.0	% 10.0

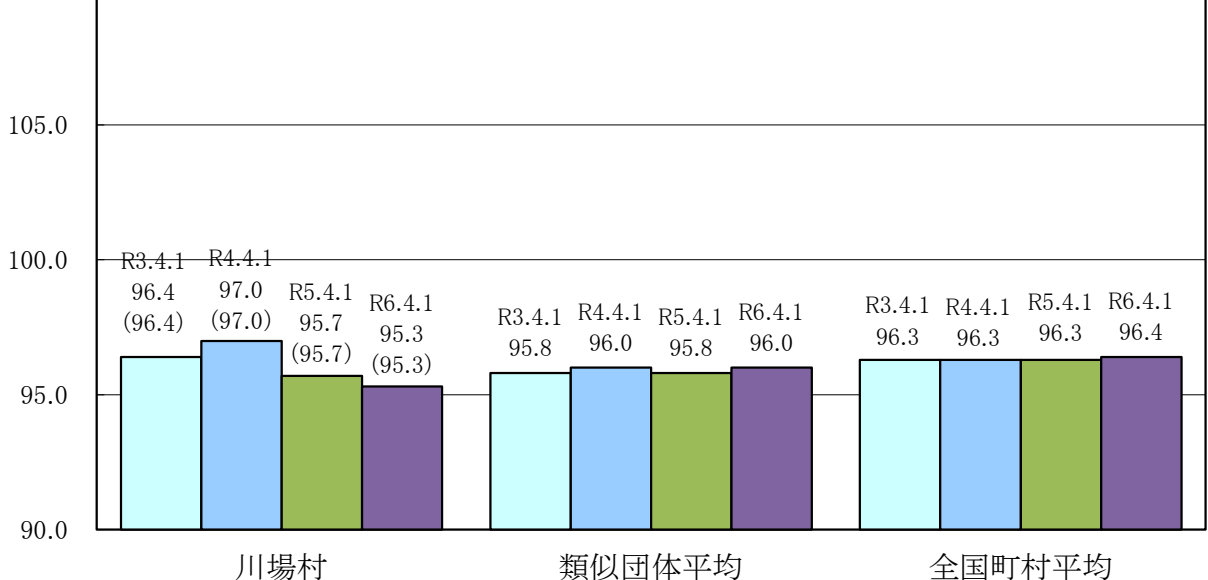
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 46	千円 156,661	千円 28,233	千円 60,296	千円 245,190	千円 5,330	千円 5,514

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

(例) 110.0



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給 与 改 定 率	(参考) 国 の 改 定 率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧 告 (改定率)		
6年度	円 —	円 —	円 (— %)	% —	% 3.86	% 2.76

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国 の 年 間 支 給 月 数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧 告 (改定月数)		
6年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.6	月 4.6

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)

平成28年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、2年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施した。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)

国基準20%に対し、川場村においても20%を支給(勤務地が東京都特別区の職員)。

(実施時期)

令和3年度から新たに地域手当を導入し、国と同様の支給割合により地域手当を支給しているため、見直しは行っていない。

③その他の見直し内容

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
川場村	41.8 歳	306,300 円	343,148 円	339,896 円
群馬県	42.8 歳	327,700 円	399,771 円	358,767 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.0 歳	299,781 円	343,406 円	328,800 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
川場村	— 歳	0 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
群馬県	56.1 歳	57 人	345,200 円	374,001 円	362,712 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	49.2 歳	2 人	285,856 円	316,366 円	301,319 円	—	—	—	—

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	川 場 村	群 馬 県	国
一般行政職	大 学 卒	187,300 円	200,900 円
	高 校 卒	166,600 円	169,900 円
		166,600 円	166,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

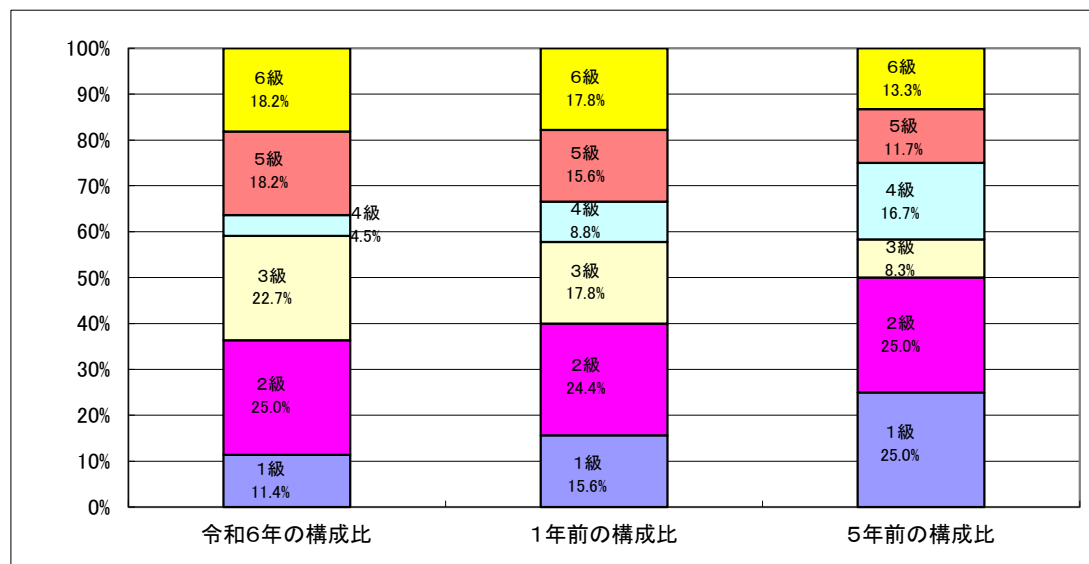
区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	247,600 円	320,750 円	382,500 円
	高 校 卒	242,600 円	307,350 円	352,550 円
				396,950 円
				391,450 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

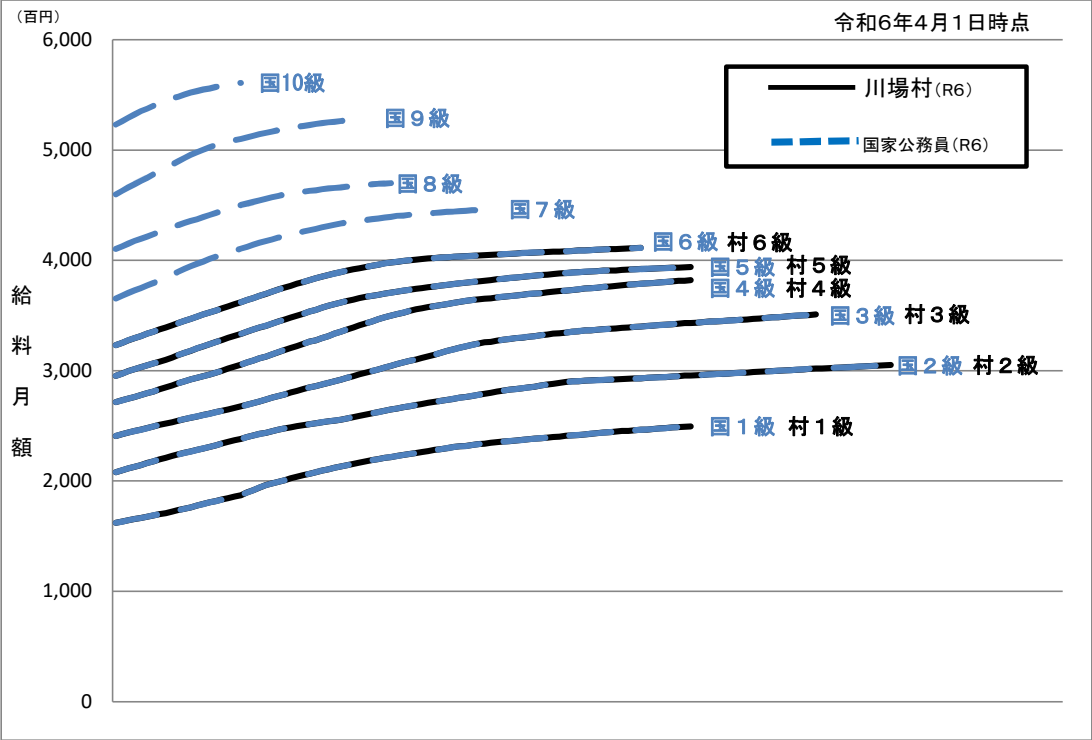
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	重要な業務を行う職務	8 人	18.2 %	323,100 円	411,300 円
5 級	特に困難な業務を行う職務	8 人	18.2 %	295,400 円	394,000 円
4 級	困難な業務を行う職務	2 人	4.5 %	271,600 円	382,000 円
3 級	高度な知識又は経験を有し相当困難な業務を行う職務	10 人	22.7 %	240,900 円	351,000 円
2 級	相当な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	11 人	25.0 %	208,000 円	305,200 円
1 級	定型的な業務を行う職務	5 人	11.4 %	162,100 円	249,400 円

- (注) 1 川場村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成21年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（川場村）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

川 場 村	群 馬 県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,306 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,632 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5% ・管理職加算10%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%～20% ・管理監督者加算10%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%～20% ・管理職加算10%～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（川場村）

令和6年度中における運用	管理職	一般職員
イ 人事評価を活用している	○	○
活用している成績率	支給可能な成績率 支給実績がある成績率	支給可能な成績率 支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○
上位、標準の成績率		
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ（一律）	○	○
ロ 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

川 場 村	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%) 1人当たり平均支給額 12,197 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%)

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4～5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	0 人	20 %
群馬県前橋市	3 %	0 人	3 %

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			0.0 %	
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給 単価
防疫等作業手当		発熱外来窓口業務	0 千円	日額1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	5,043 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	136 千円
支給実績(令和4年度決算)	8,264 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	197 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・子 10,000円 ・子以外 6,500円 ・特定期間の加算・・・1人につき月額5,000円	同		4,673 千円	222,500 円
住居手当	・借家、借間に居住し月額16,000円を超える場合、その額に応じて支給(限度額28,000円)	同		4,060 千円	289,971 円
通勤手当	・交通機関等利用者 定期券使用の区間について月額55,000円を限度に支給 ・自動車等の使用者 片道2km以上につき2,000円～31,600円	同		2,595 千円	66,528 円
管理職手当	・課長、局長 45,000円 ・参事 38,000円 ・補佐 31,000円	同		6,384 千円	456,000 円
休日勤務手当	-	-	-	- 千円	- 円
産業教育手当	-			- 千円	- 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市区町村長	620,000	円	(参考)類似団体における最高／最低額		
		(	円)	846,800	円／	528,000
	副市町村長	520,000	円	677,700	円／	481,000
報 酬		(	円)			
	議 長	260,000	円	400,000	円／	203,000
	副 議 長	200,000	円	314,000	円／	130,000
		(	円)			
期 末 手 当		180,000	円	290,000	円／	109,000
		(	円)			
	市区町村長	(令和5年度支給割合)				
	副市町村長	4.5	月分			
退 職 手 当						
	議 長	(令和5年度支給割合)				
	副 議 長	4.5	月分			
	議 員					
備 考		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)		
	市区町村長	退職日給料月額×在職年数×520/100	12,896,000円	任期满后時		
	副市町村長	退職日給料月額×在職年数×300/100	6,240,000円	任期满后時		
	備 考					

- (注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

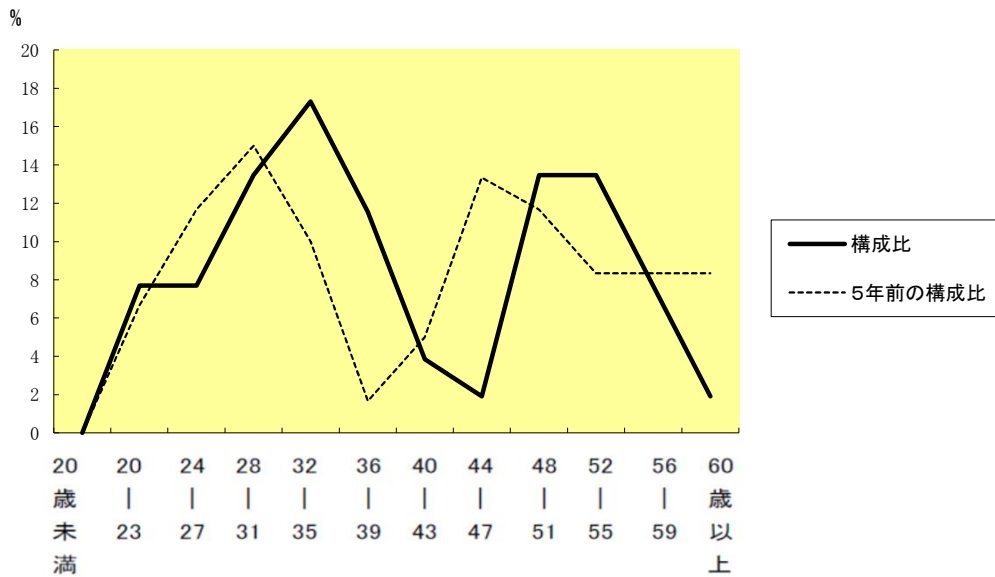
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
部 門		令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	議 務 企 画	1	1	0	職員の異動による
	総 務 税 務	17	15	-2	
	一 般 行 政 部 門	3	3	0	
	民 生 衛 生	5	5	0	
	土 地 改 良	5	5	0	
	農 林 水 産	0	0	0	職員の異動による
	土 地 改 良	1	1	0	
	農 林 水 産	4	4	0	
	土 地 改 良	4	4	0	
	土 地 改 良	1	2	1	
	計	41	40	-1	<参考> 人口1万当たり職員数 130.46 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 204.97 人)
	教育部門	5	6	1	職員の異動による
	消防部門	0	0	0	
	小 計	46	46	0	<参考> 人口1万当たり職員数 150.03 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 241.46 人)
公 営 企 業 計 等 部	水 道	1	1	0	職員の異動による
	下水道	1	1	0	
	その他	5	4	-1	
	小 計	7	6	-1	
合 計		53	52	-1	<参考> 人口1万当たり職員数 169.60 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）

（例）



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 4	人 4	人 7	人 9	人 6	人 2	人 1	人 7	人 7	人 4	人 1	人 52

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

年 度 部門別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	46	45	45	43	41	40	△6 (△13.0%)
教育	8	7	7	6	5	6	△2 (△25.0%)
消防	0	0	0	0	0	0	(%)
普通会計計	54	52	52	49	46	46	△8 (△14.8%)
公営企業等会計計	6	7	7	7	7	6	(%)
総合計	60	59	59	56	53	52	△8 (△13.3%)

（注） 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
5年度	千円 58,129	千円 396	千円 7,467	% 12.8	% 13.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
5年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	*	*	*	*	*	*

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。
4 対象となる職員数が3人以下であるため、個人情報保護の観点から給与費等の欄はすべて「アスタリスク（*）」としている。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
川場村	* 歳	* 円	* 円
団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円
事業者	- 歳	-	- 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。
3 対象となる職員数が3人以下であるため、個人情報保護の観点から基本給等の欄はすべて「アスタリスク（*）」としている。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

川場村水道事業				川場村（一般行政職）			
1人当たり平均支給額(令和5年度)				1人当たり平均支給額(令和5年度)			
2,042 千円				1,306 千円			
(令和5年度支給割合)				(令和5年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.45 月分		2.05 月分		2.45 月分		2.05 月分	
(1.375)月分		(0.975)月分		(1.375)月分		(0.975)月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算5% ・管理職加算10%～15%				・役職加算5% ・管理職加算10%～15%			

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

川場村水道事業			川場村（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%)	
1人当たり平均支給額	0 千円		1人当たり平均支給額	12,197 千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4～5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

該当なし

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	* 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	* 千円
支給実績（令和4年度決算）	* 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	* 千円

(注) 対象となる職員数が3人以下であるため、個人情報保護の観点から支給額等の欄はすべて「アスタリスク(*)」としている。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・子 10,000円 ・子以外 6,500円 ・特定期間の加算・・・1人につき月額5,000円	同		* 千円	* 円
住居手当	・借家、借間に居住し月額16,000円を超える場合、その額に応じて支給(限度額28,000円)	同		* 千円	* 円
通勤手当	・交通機関等利用者 定期券使用の区間について月額55,000円を限度に支給 ・自動車等の使用者 片道2km以上につき2,000円～31,600円	同		* 千円	* 円
管理職手当	・課長、局長 45,000円 ・参事 38,000円 ・補佐 31,000円	同		* 千円	* 円
休日勤務手当	-	-	-	- 千円	- 円

(注) 対象となる職員数が3人以下であるため、個人情報保護の観点から支給額等の欄はすべて「アスタリスク(*)」としている。

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
5年度	千円 248,231	千円 22,049	千円 2,875	% 1.2	% 13.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
5年度	人 *	千円 *	千円 *	千円 *	千円 *	千円 *

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,023

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。
4 対象となる職員数が3人以下であるため、個人情報保護の観点から給与費等の欄はすべて「アスタリスク（*）」としている。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
川場村	* 歳	* 円	* 円
団体平均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円
事業者	- 歳		- 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。
3 対象となる職員数が3人以下であるため、個人情報保護の観点から基本給等の欄はすべて「アスタリスク（*）」としている。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

川場村水道事業				川場村（一般行政職）			
1人当たり平均支給額(令和5年度)				1人当たり平均支給額(令和5年度)			
545 千円				1,306 千円			
(令和5年度支給割合)				(令和5年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.45 月分		2.05 月分		2.45 月分		2.05 月分	
(1.375)月分		(0.975)月分		(1.375)月分		(0.975)月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算5% ・管理職加算10%～15%				・役職加算5% ・管理職加算10%～15%			

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

川場村水道事業			川場村（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%)	
1人当たり平均支給額	0 千円		1人当たり平均支給額	12,197 千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4～5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

該当なし

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	* 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	* 千円
支給実績（令和4年度決算）	* 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	* 千円

(注) 対象となる職員数が3人以下であるため、個人情報保護の観点から支給額等の欄はすべて「アスタリスク(*)」としている。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・子 10,000円 ・子以外 6,500円 ・特定期間の加算・・・1人につき月額5,000円	同		* 千円	* 円
住居手当	・借家、借間に居住し月額16,000円を超える場合、その額に応じて支給(限度額28,000円)	同		* 千円	* 円
通勤手当	・交通機関等利用者 定期券使用の区間について月額55,000円を限度に支給 ・自動車等の使用者 片道2km以上につき2,000円～31,600円	同		* 千円	* 円
管理職手当	・課長、局長 45,000円 ・参事 38,000円 ・補佐 31,000円	同		* 千円	* 円
休日勤務手当	-	-	-	- 千円	- 円

(注) 対象となる職員数が3人以下であるため、個人情報保護の観点から支給額等の欄はすべて「アスタリスク(*)」としている。